

古民家再生

「現場見学会」と「もち投げ」

昭和九年築の古き良き時代に建てられ空き家となっていたお宅を施主様が購入され、ミスタービルドがリフォームのお手伝いをさせていただきました。

相当傷んでいた蔵の部分を取り壊し新たに増築し内部も新しい家族にふさわしく全面的に手を入れました。外観も杉の下見板貼りと漆喰のコントラストが美しく、周囲の景観になじんでいます。周辺の皆様へのご挨拶も兼ねて「もち投げ」と「現場見学会」を行いました。

おかげ様で多くの方が来場され今は少なくなりましたが「もち投げ」を堪能していただくことができ、現場見学会も古民家の好きな方々などで大変盛況でした。



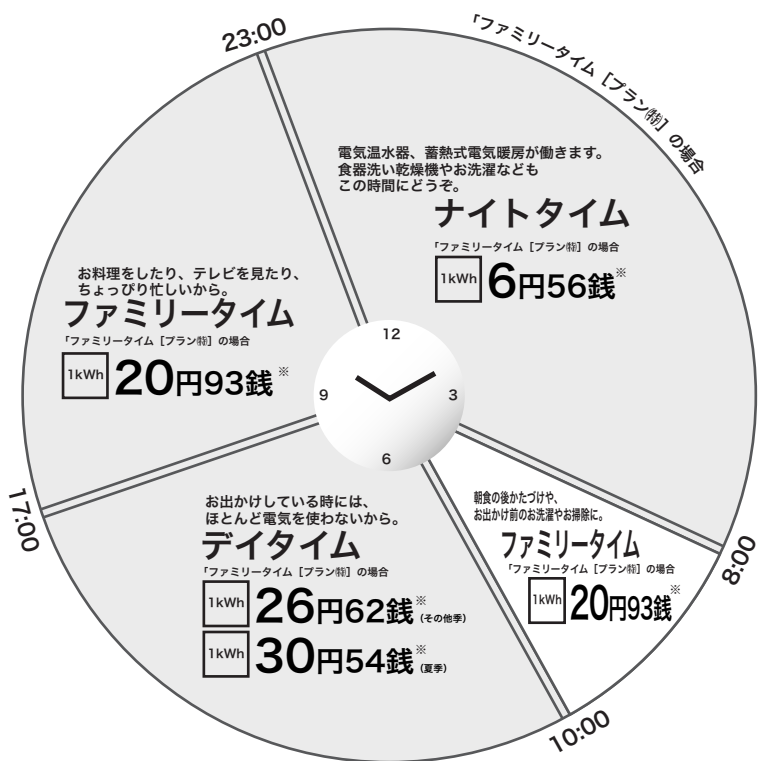
電化住宅ってナーニ???

最近の情報の中によく「電化住宅」と言う言葉が出てきます。皆様、何だかご存知でしたか？

給湯（湯沸し機）・調理（コンロ）などの生活エネルギーを電気を利用して機種にすることを言います。

これらを電化することで電力料金の割引を受ける事が出来ます。ライフスタイルに応じて契約を選択する事が出来ます。その中よりファミリータイム料金メニュー、別表をご参考に表して見ました。

その他、空調（エアコン等）を加えることで、「ファミリータイム」よりさらに10%割引を受けることが出来ます。



両備不動産

〈両備グレースタワー〉

来年3月完成予定

皆様ご存知ですか？ 今岡山駅前（柳川口一タリ）に岡山で一番のノックビル「両備グレースタワー」が建っています。その隣で現在工事中なのが、今回ご紹介する「グレースタワー」です。

1階〜29階まで有ります。1階〜3階までテナントが入り4階から分譲マンションになっています。只今販売中、残もあとわずかとなっています興味のある方は、お問合せ下さい。



▲右がグレースタワー

●増改築に係る税知識●

確定申告の時期になりましたが、増改築に係る税金の知識を2つご紹介！

一、住宅借入金等特別控除

住宅ローンを借りて増改築をした場合、十年間住宅借入金の残高の合計金額の1%を「住宅借入金等特別控除」として所得税から差し引くことが出来ます。

●主な条件

- *自分が所有し、居住している住宅について行う増改築等であること
- *工事に要した費用が100万円を超えること
- *返済期間が十年以上のものであること

二、増改築をするために親から贈与を受けたときは2つの特例があります。

☒住宅取得等資金の特例

相続時清算課税制度の特例
親から三五〇〇万円までの贈与には贈与税がかかりません。（贈与を受けた額は相続財産に算入され相続税の対象となります。）

●主な条件

- *平成一五年一月一日から平成一七年二月三十一日までの間に贈与であること
- *増改築の工事費用が、一〇〇万円以上であること

☒住宅取得資金等の贈与の特例

父母又は祖父母から増改築のための資金の贈与を受けた場合五五〇万円以下の贈与には贈与税がかかりません。

●主な条件

- *増改築の工事費用が一〇〇万円以上または増改築による床面積の増加が五〇平米以上であること

以上の特例には色々条件がありますが、詳しくはスタッフにお問い合わせ下さい。

英語おもしろ百科

table*deskの違いはナーニ？

区別の根本は、その形状ではなく使用目的による。食事・遊戯・物をのせる目的なのがtable

勉強・事務などの目的なのがdesk
引出の有無で区別する場合もあるがDressing Table（鏡台）のように引き出しがある場合も有り、絶対的でない。

雑学

〈ビジネスマンのネクタイのルーツ??〉

ネクタイの前身はクラブット又はネッククロスと言ってローマ帝国時代、国境警備隊が妻や恋人から贈られた布を首に巻いたのが始まり。本格的に流行したのは、一七世紀フランスの貴族達によるものでした。その後、一九世紀になり、イギリスの社交界の伊達男ジョージ・ブライアン・ブランメル。彼が用いた紐状のネクタイが大評判になった。ところで：日本で初めてネクタイを締めた人は漂流民「ジョン万次郎（中浜万次郎）」だと言われている。



●ユニークなお店募集●

皆様の近く、又は知ってるお店で「おもしろい店長」・「おもしろいアイテムを置ける」等、一押しのお店があればこの紙面でご紹介したいと思います。自薦・他薦何でもOK！

●趣味・サークル会員募集●

皆様は、色々の「趣味」「サークル」でご活躍されている方も多いと思います。もしこの紙面で何かお役に立てることがあれば、編集部までご連絡ください。

・掲示板・

お譲りします！

ミスタービルドのお客様がお持ちの墓地

ところ：岡山市原尾島地区

面積：5.94

価格：20万（応相談）

問合せ先：ミスタービルド岡山 平島店

アリ礼子 TEL:086-297-8771

このコーナーを皆様相互の架け橋としてご利用下さい。
例：差し上げます。譲ります。譲って下さい。
教えて下さい。教えます。etc. 何でもOK
Fax、手紙、eメール、TEL等でお便り下さい。お待ちしております。